

# JR備後赤坂駅周辺地区

## バリアフリー基本構想

安心，安全，快適な住みよいまちの実現

～バリアフリーの視点から～

2019年（令和元年）5月

福 山 市

## <目 次>

第1章	バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
1-1	背景と目的	1
1-2	バリアフリー法の概要	2
1-3	基本構想の位置づけ	2
第2章	地区の概況	5
2-1	地区の位置及び特性	5
2-2	高齢者・障がい者等の人口推移	6
2-3	公共交通機関の現況	8
2-4	JR備後赤坂駅周辺地区の施設立地状況	9
第3章	上位計画・関連計画におけるバリアフリーの方向性	10
3-1	上位計画・関連計画の整理	10
第4章	バリアフリー基本構想	12
4-1	基本理念	12
4-2	基本方針	12
4-3	生活関連施設の抽出・選定	13
4-4	生活関連経路の抽出・選定	13
4-5	促進地区及び重点整備地区の設定	13
4-6	バリアフリー化の促進方針	15
4-7	JR備後赤坂駅周辺地区の課題・問題点	15
4-8	重点整備地区における事業内容	17
4-9	基本構想の実現に向けて	18

# 第1章 バリアフリー基本構想策定の背景と目的

## 1-1 背景と目的

福山市では、高齢化率が27.9%（2019年1月末時点）となり、本格的な高齢社会を迎えている。これに伴い、高齢者、障がい者を含む全ての人と同じように生活し活動できる社会の実現が強く望まれており、第五次福山市総合計画、福山市都市マスタープラン等の上位計画、福山市高齢者保健福祉計画等の関連計画に基づき、鋭意取り組んでいるところである。

また、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が、2006年（平成18年）に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行され、この法律に基づき、円滑な移動が可能となる社会環境の整備を目指して総合的な取組が行われている。バリアフリー法では、全ての人移動上及び施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化と特定旅客施設を含む生活関連施設相互間の移動経路を確保することなど重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目標としている。

この法律に基づき、市町村は、特にバリアフリー化を推進する必要性が高いと認められる地区を「重点整備地区」と定め、移動等円滑化に係わる事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議を行い、基本構想を作成することができることとなっている。

このような背景の中で、本市は、全ての人にとって望ましい社会環境の実現を目指し、バリアフリー法の理念を踏まえJR福山駅周辺地区、JR大門駅周辺地区、JR松永駅周辺地区、JR東福山駅周辺地区を重点整備地区として選定し、バリアフリー基本構想を策定している。これらの基本構想を踏襲しつつ、JR備後赤坂駅周辺地区のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していくため、基本構想を作成する。

## 1-2 バリアフリー法の概要

さらなる高齢化への対応や障害のある人の社会参加等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を広げるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が2006年（平成18年）12月に施行された。

バリアフリー法では、高齢者、障がい者、妊産婦、けが人等を対象としており、障がい者には身体障がい者のみならず知的・精神・発達障がい者などを含む全ての障がい者が対象となる。

また、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定め、基本構想制度によって、重点整備地区におけるバリアフリー化事業の重点的かつ一体的な実施を進める枠組みを定めている。

平成30年11月には、平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成28年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行された（平成31年4月全部施行予定）。

本改正では、スパイラルアップの実現のための施策の充実を図るほか、新たに移動等円滑化促進方針制度を設け、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化を目指している。

## 1-3 基本構想の位置づけ

### 1. 基本構想の内容

基本構想は、高齢者や障がい者等の日常生活、社会生活における移動上及び施設利用の利便性や安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、JR備後赤坂駅及び周辺の道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、第五次福山市総合計画、福山市都市マスタープランなどの上位計画や関連計画とも整合を図り、バリアフリー法の改正も踏まえながら、バリアフリー化を推進していくにあたっての基本的な方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めるものである。

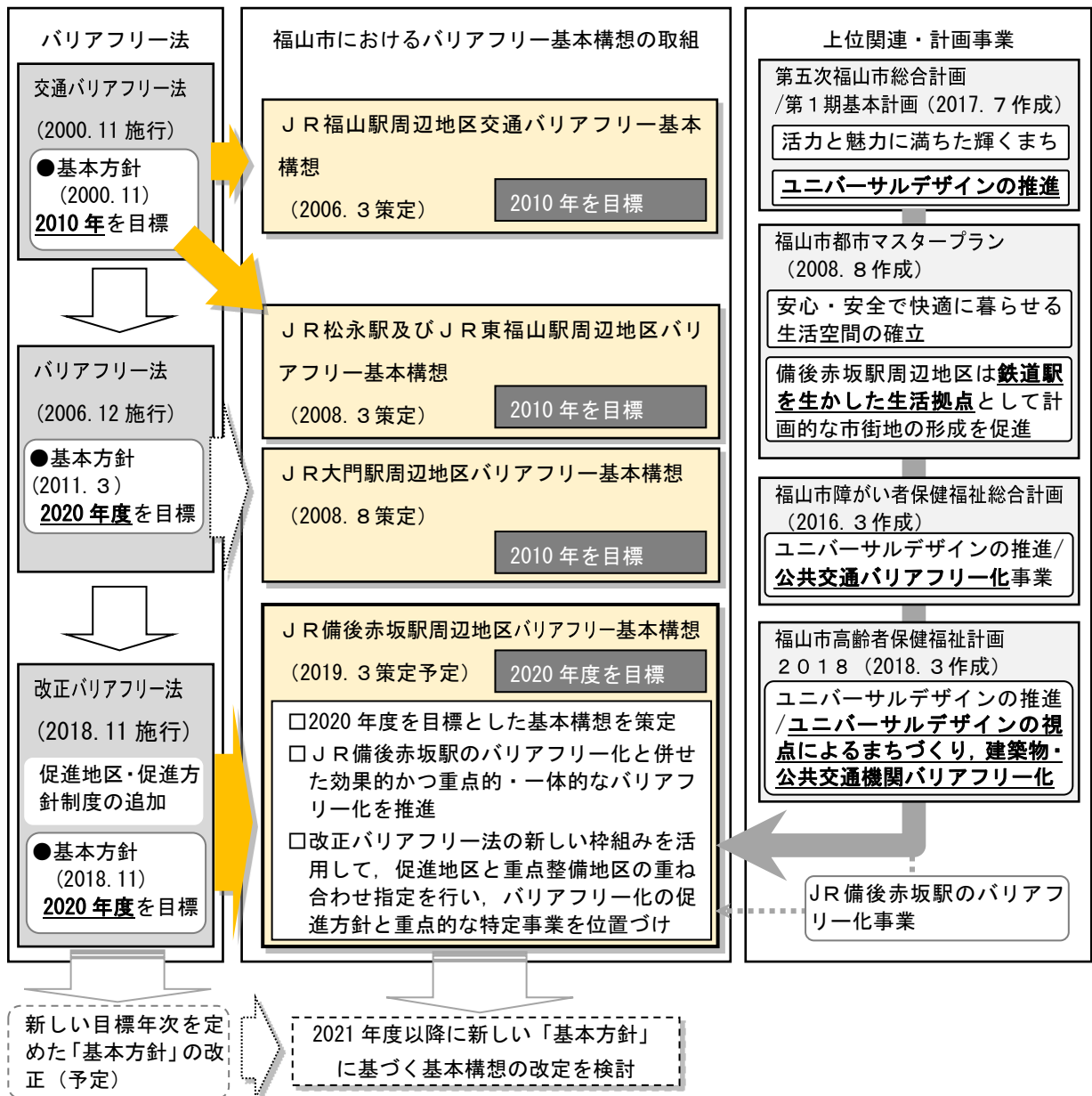


図1 バリアフリー基本構想の位置づけ

## 2. バリアフリー化の推進

本基本構想に基づき、施設設置管理者及び公安委員会などが、施設や設備の改善事業を実施するものとする。また、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、市民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進する。

本基本構想で位置づける主要な事業については、それぞれ施設設置管理者が基本構想に即した事業計画を作成し、原則として、バリアフリー化の技術基準である「移動等円滑化基準」に適合した整備を実施する。

### 3. 目標年次

主務大臣の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針では、各事業の目標年次を2020年度と定めているため、特定事業は、可能な限り2020年度までに整備するよう努めるものとするが、2年間という限られた期間のため、2021年度以降を含めた中長期的な取り組みも見据えて、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していく。

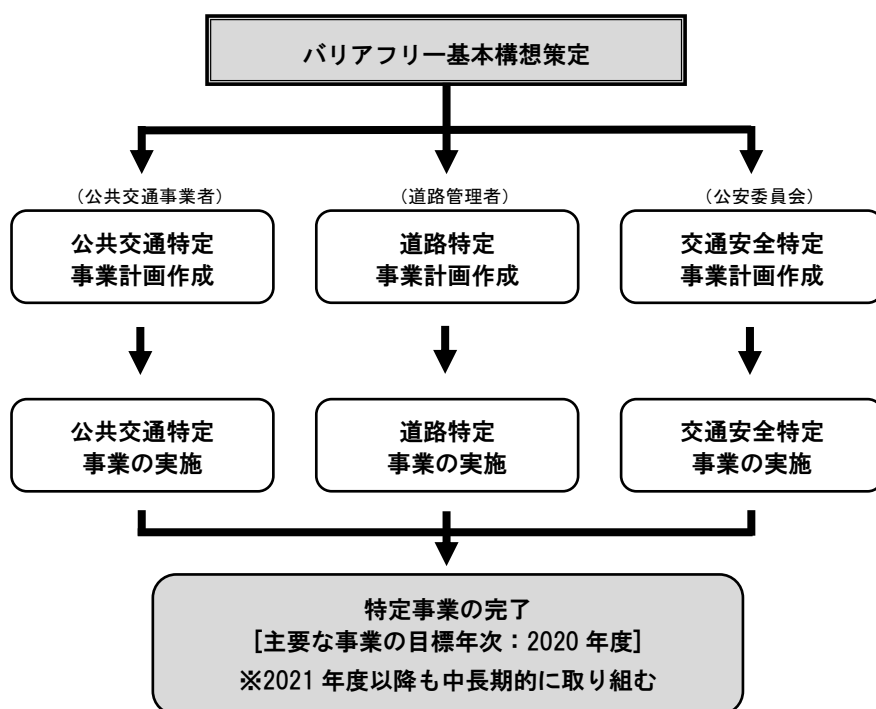


図2 基本構想に基づくバリアフリー化の推進の流れ

## 第2章 地区の概況

### 2-1 地区の位置及び特性

JR備後赤坂駅周辺地区は、本市の中央地域の西寄りに位置し、JR備後赤坂駅を中心に、JR山陽本線、県道福山尾道線沿いに市街地が形成されている。JR備後赤坂駅以北に、福祉施設、医療施設等の公共・公益的な施設が集中して立地している。

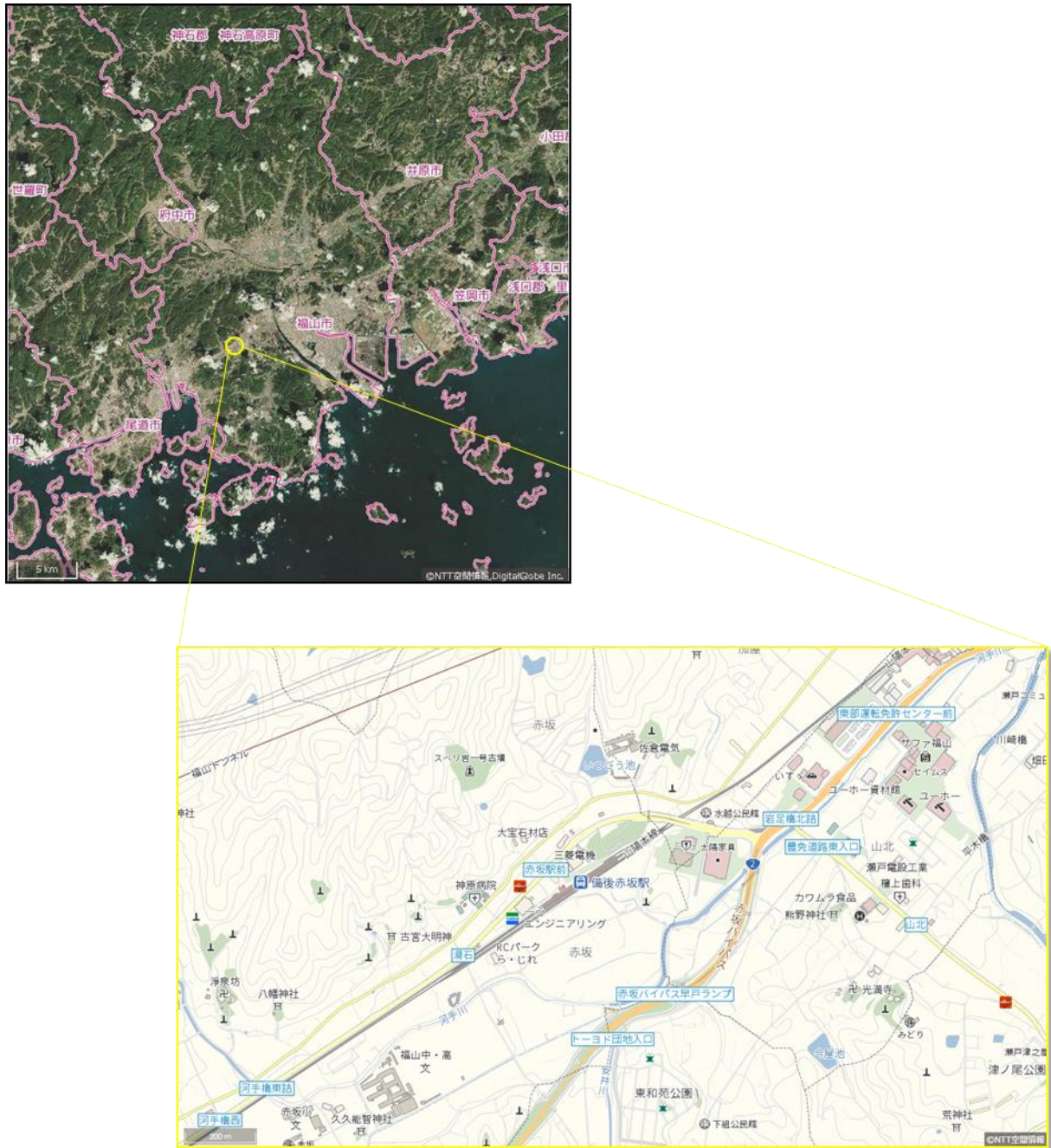


図3 地区の位置図

## 2-2 高齢者・障がい者等の人口推移

### 1. 人口及び高齢化率の推移

当市の人口は2019年（平成31年）2月時点で469,258人である。将来人口は減少傾向にあり、総人口は2010年（平成22年）から2060年（平成72年）にかけて約13%減少すると推計されている。一方、高齢化率は6.1%増加すると推計されている。

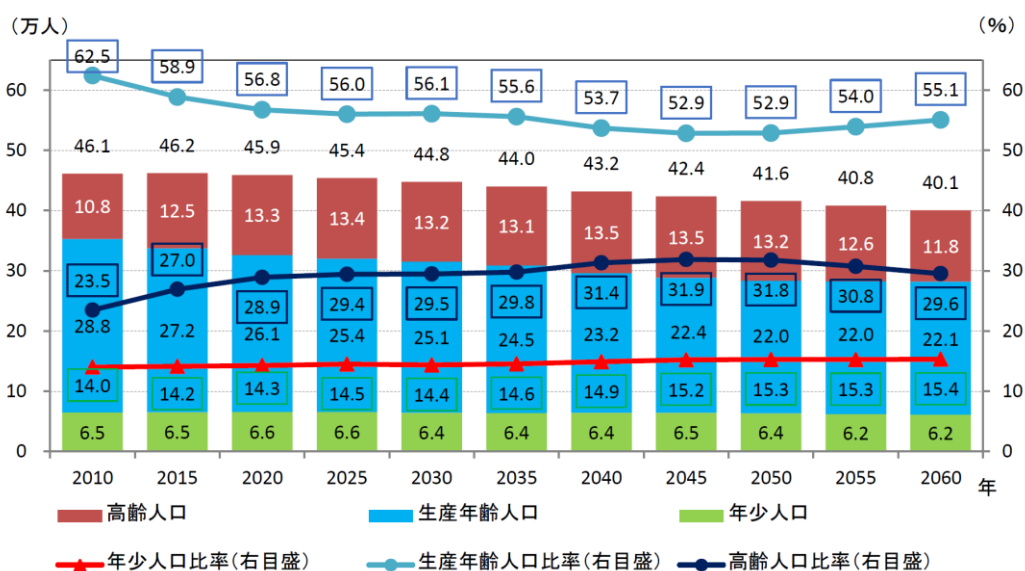


図4 年齢3区分別将来人口

出典：福山市人口ビジョン（2015年（平成27年）10月）

### 2. 介護保険の要支援・要介護の認定状況

2017年（平成29年）3月末時点では、福山市の人口の約5.6%が介護保険の要支援・要介護認定を受けている。赤坂地区が含まれる「中央4地域」については、人口の約5.9%が要支援・要介護認定を受けている。

表1 要介護（要支援）認定者数（人）

	中央4地域	福山市
要支援1	460	7,177
要支援2	255	3,526
要介護1	296	4,808
要介護2	205	3,087
要介護3	180	2,518
要介護4	216	2,647
要介護5	178	2,398
合計	1,790	26,161

資料：福山市高齢者保健福祉計画2018より作成



### 3. 障がい者人口

本市の障がい者手帳保持者数は、2017年（平成29年）3月末時点で27,046人となっており、近年は増加傾向にある。

本市の身体障がい者手帳保持者数は、1級（平成29年3月で5,603人）が最も多く、内訳としては、肢体不自由が過半数を占めている。

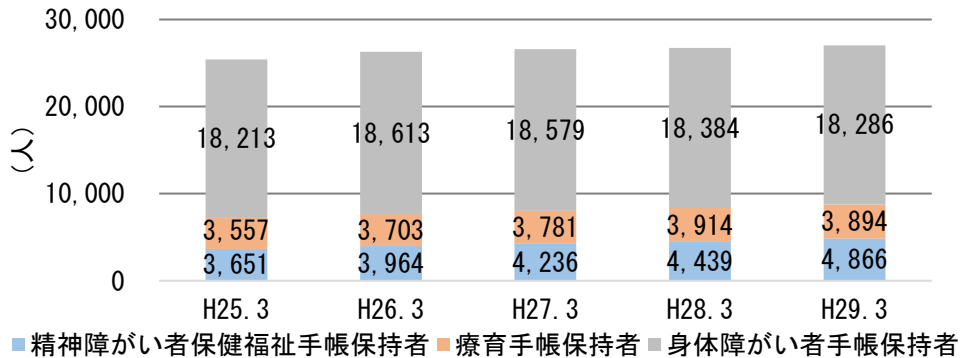


図5 障がい者手帳保持者数

資料：福山市障がい福祉計画2018より作成

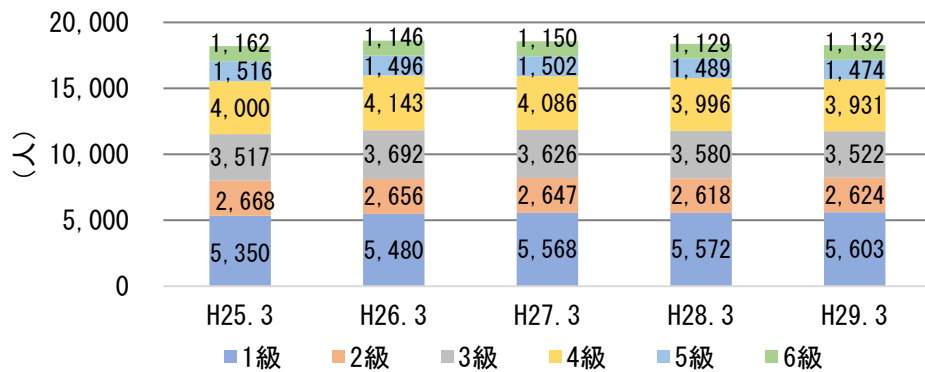


図6 身体障がい者手帳保持者数（級別）

資料：統計ふくやま（平成25年度～平成29年度）より作成

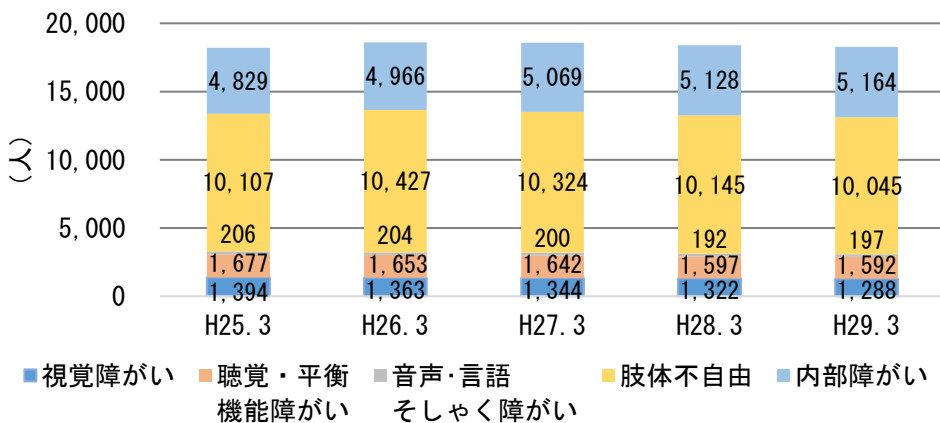


図7 身体障がい者手帳保持者数（障がい別）

資料：統計ふくやま（平成29年度）より作成

## 2-3 公共交通機関の現況

### 1. 鉄道の状況

福山市内には、JR西日本の山陽新幹線、山陽本線、福塩線の3路線と、井原鉄道の井原線の1路線が立地しており、駅の日平均乗降客数が特定旅客施設となる目安の3,000人以上となっているのは、JR山陽本線の大門駅、東福山駅、福山駅、備後赤坂駅、松永駅の5箇所である。この中でJR備後赤坂駅を除き、バリアフリー法による基本構想を策定済みである。

JR備後赤坂駅では、平日・休日ともに福山・岡山方面に56便、尾道・三原方面に57便が運行され、一日の平均利用者数は3,715人（平成28年度）である。

表2 JR山陽本線（福山市内）の駅別日平均乗降客数（人/日）

	大門	東福山	福山	備後赤坂	松永
H24年度	4,877	7,633	38,592	3,479	9,025
H25年度	5,145	8,159	39,989	3,611	9,249
H26年度	4,855	8,186	39,414	3,479	8,970
H27年度	4,992	8,553	41,156	3,649	9,123
H28年度	4,997	8,668	41,808	3,715	9,381

資料：統計ふくやま（平成29年度）より作成

### 2. 路線バスの状況

福山市内では、民間バス事業者4社（井笠バスカンパニー、中国バス、鞆鉄道、北振バス）が運行している。バス利用者数は平成28年時点で年間約432万人であり、平成26年以降は減少傾向にある。

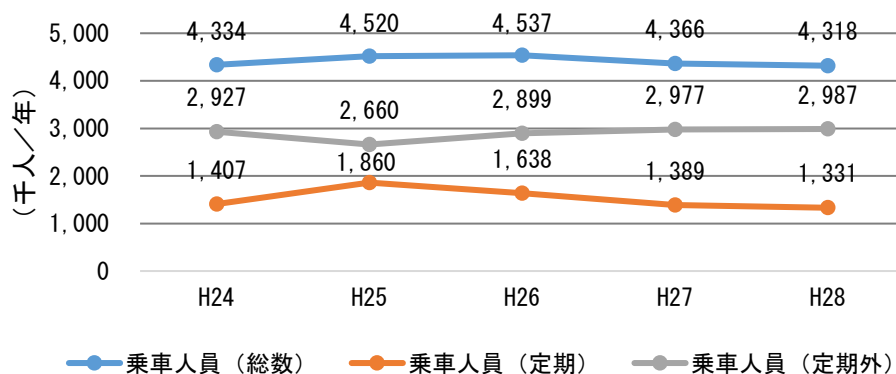


図8 福山市バス乗車人員

資料：統計ふくやま（平成29年度）より作成

JR備後赤坂駅周辺地区では、鞆鉄道が運行している。赤坂駅前バス停が福山尾道線沿いの駅から離れた場所に位置しており、一日の運行本数は平日20本、土曜10本、休日9本である。

## 2-4 JR備後赤坂駅周辺地区の施設立地状況

JR備後赤坂駅周辺地区では、JR山陽本線が東西に走り、鉄道に沿って県道福山尾道線、県道御幸松永線が平行して走っている。その沿道に民間の医療施設や福祉施設、郵便局が立地している。

主に高齢者・障がい者等が徒歩で利用することが想定される公共・公益的な施設は鉄道駅の北側に集積している。鉄道駅の南側は、鉄道沿線に一定幅で市街化区域が指定されているが、それ以南が市街化調整区域となっており、同様な施設の立地は見られない。

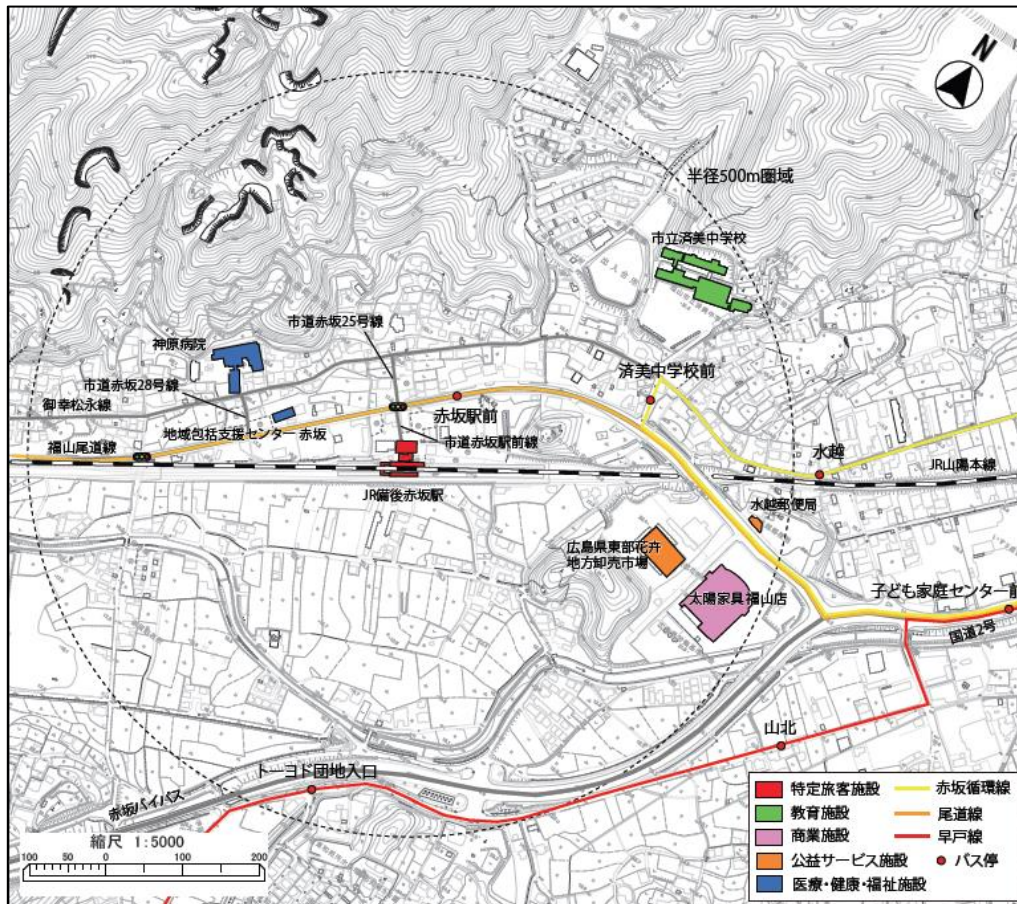
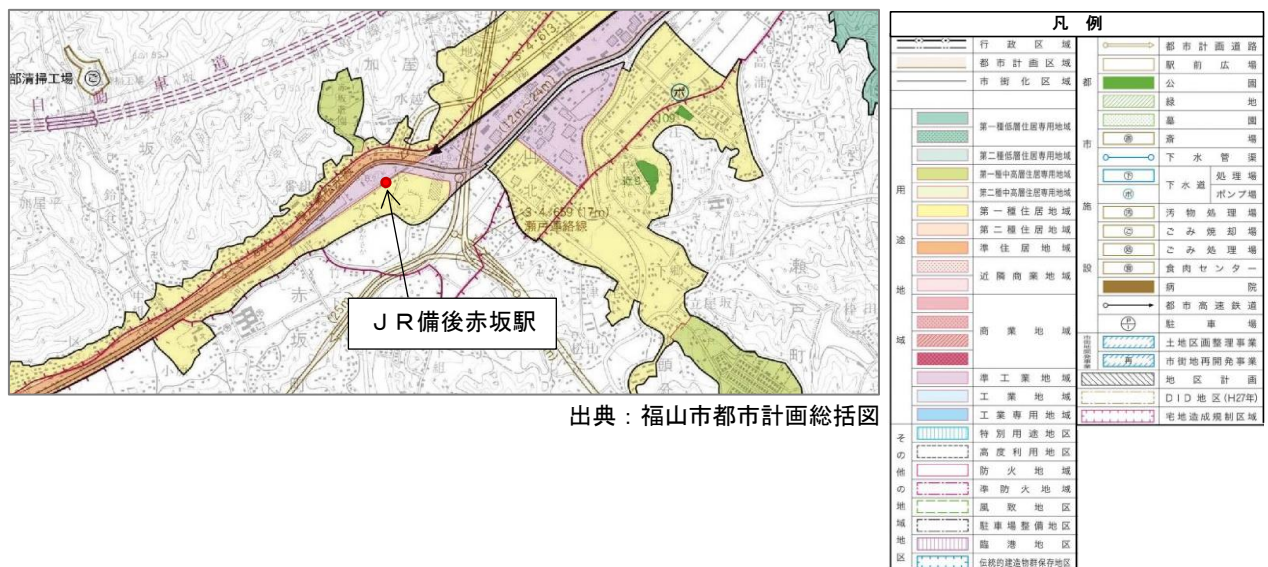


図9 JR備後赤坂駅周辺地区の施設立地状況



出典：福山市都市計画総括図

## 第3章 上位計画・関連計画におけるバリアフリーの方向性

### 3-1 上位計画・関連計画の整理

JR備後赤坂駅周辺地区の基本構想は、地区の特性やまちづくりの方向性に十分配慮した内容とすることが必要となる。このことから、基本構想を作成するにあたり、福山市の上位・関連計画におけるまちづくりの方向性やJR備後赤坂駅周辺地区の位置づけを踏まえた上で、バリアフリーの方向性を整理することとする。

#### 1. 上位計画の整理

第五次福山市総合計画／第1期基本計画			
概要	市制施行100周年後の新たなまちづくりに向け、びんご圏域ビジョンや福山市総合戦略、福山市行政運営方針と整合性を図る中で、人口減少問題に正面から取り組み、将来にわたって発展し続けるまちの実現をめざすもの。		
策定年月	平成29年7月	計画期間	平成29年度～33年度
主な内容	<p>■ JR備後赤坂駅周辺地区の位置づけ：中央地域に含まれる。</p> <p>■ 目的 基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、重点的・計画的に取り組む施策を分野ごとに示すこと。</p> <p>■ 基本的視点：人や企業、情報、資源が集まる都市や地域の魅力を創り出す。</p> <p>■ まちづくりの目標と取組：「活力と魅力に満ちた輝くまち」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中心市街地が活性化し、魅力あふれるまち</li> <li>2 子どもたちの笑顔が輝き、誰もが健康でいきいきと暮らせるまち</li> <li>3 活力ある産業があり、安心・安全で快適に暮らせるまち</li> <li>4 世界や地域で活躍し、未来を創造する“ひと”を育むまち</li> <li>5 歴史・文化が薫り、スポーツに親しめるまち</li> </ol>		
福山市都市マスタープラン			
概要	都市全体及び地域ごとの将来像を具体的に示し、地域におけるまちづくりの課題とそれに対応した整備方針を明らかにするための総合的な方針であり、住民・事業者と行政が協力し合ってまちづくりを進めていく上での指針となるもの。		
策定年月	平成20年8月	計画期間	平成17年度～37年度
主な内容	<p>■ JR備後赤坂駅周辺地区の位置づけ：中央地域に含まれる。</p> <p>■ 土地利用の方針 JR備後赤坂駅周辺地区は、鉄道駅を生かした生活拠点として、計画的な市街地の形成を促進します。</p> <p>■ 都市まちづくりの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり</li> <li>・ 安心・安全で快適に暮らせる都市づくり</li> </ul> <p>■ 都市づくりの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心・安全で快適に暮らせる生活空間の確立</li> <li>・ 市民生活と産業活動を支える都市基盤の確立</li> <li>・ 拠点性と求心力のある中心市街地の確立</li> <li>・ 機能的で秩序ある集約型都市構造の実現</li> <li>・ 自然や歴史・文化と調和した良好な空間の形成</li> <li>・ 地域環境に配慮した循環型社会の形成</li> </ul> <p>■ バリアフリー施策に関する項目：9.人にやさしい都市づくりの方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ユニバーサルデザインの視点による都市づくりの推進</li> <li>② 住宅・建築物等のバリアフリー化</li> <li>③ 交通施設のバリアフリー化</li> </ol>		

## 2. 関連計画の整理

福山市障がい者保健福祉総合計画			
概要	「障害者基本法」に基づき、長期的視点に立って障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を規定する総合的な計画として策定されたもの。		
策定年月	平成 28 年 3 月	計画期間	平成 28 年度～32 年度
主な内容	<p>■ JR 備後赤坂駅周辺地区の位置づけ： 市域全体を対象とした総合計画であり、地区や圏域の指定はない。</p> <p>■ 基本理念 障がいのある人の人権が尊重され 互いに支え合い 生きる喜びがあふれる共生のまち福山をめざして</p> <p>■ 基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がいを理解し、共に暮らせるまちづくり</li> <li>2. いきいきと学び、健やかに過ごせるまちづくり</li> <li>3. 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり</li> </ol> <p>■ バリアフリー施策に関する項目</p> <p>【基本施策7】暮らしやすいまちづくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ユニバーサルデザインの推進</li> <li>○ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</li> <li>○住宅・建築物のバリアフリー化の推進</li> <li>○移動環境の整備</li> <li>○歩行空間等のバリアフリー化の推進</li> </ol>		
福山市障がい福祉計画 2018			
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい者の地域移行や一般就労の数値目標、障がい福祉サービス等の見込量等について定めたもの。		
策定年月	平成 30 年 3 月	計画期間	平成 30 年度～32 年度
主な内容	<p>■ JR 備後赤坂駅周辺地区の位置づけ：「中央 2 地域」に含まれる。</p> <p>■ 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. “もっと地域で暮らす”を支援します</li> <li>2. “もっと働ける”を支援します</li> <li>3. “子どもの健やかな成長”を支援します</li> </ol> <p>■ 成果目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設入居者の地域生活への移行</li> <li>2. 精神障がい者の地域生活への移行</li> <li>3. 地域生活支援拠点等の整備</li> <li>4. 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>5. 障がい児支援の提供体制の整備等</li> </ol>		
福山市高齢者保健福祉計画 2018			
概要	「福山市高齢者保健福祉計画 2015」で定めた方針を継承しつつ、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、2025年（平成 37 年）までの中長期的な視点に立ち、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の基本的な考え方やめざすべき取組などを位置づけるもの。		
策定年月	平成 30 年 3 月	計画期間	平成 30 年度～32 年度
主な内容	<p>■ JR 備後赤坂駅周辺地区の位置づけ：日常生活圏域「中央 4 地域」に含まれる。</p> <p>■ バリアフリー施策に関する項目</p> <p>第 9 章 安心・安全な暮らしの確保 4. ユニバーサルデザインの推進</p> <p>【主要事業】 ・ユニバーサルデザインの視点によるまちづくり</p> <p>・建築物・公共交通機関等のバリアフリー化</p>		

## 第4章 バリアフリー基本構想

### 4-1 基本理念

安心，安全，快適な  
住みよい街の実現  
～バリアフリーの視点から～

高齢者や障がい者等も含め全ての人が生きがいを持ちつつ健康で暮らせるよう，生活環境面での安全性，快適性を確保することによって，安全で快適な生活が送れる住みよい街の実現を目指す。

### 4-2 基本方針

#### 1. 全ての人を対象にした取り組み

高齢者や障がい者だけでなく，全ての人を対象として安心，安全，快適に移動できる歩行空間の整備に努める。

#### 2. 生活関連施設相互間を結ぶ経路の利便性向上への取り組み

公共交通機関を含む生活関連施設相互間の移動等がスムーズに行えるよう，駅やバス停などの交通結節点及び道路や信号機などの交通環境のバリアフリー化に努める。

#### 3. 効果的な事業実施への取り組み

短期間で全てのバリアフリー化を実現することは困難であり，優先的に行う事業を明確にし，重点的かつ一体的に整備を行う。また，改善が可能なものについては，既存施設の有効な活用に努める。

#### 4. 心のバリアフリー化への取り組み

バリアフリー化を図るためには，市民一人ひとりの理解と協力が必要である。物理的なバリアだけでなく，精神的なバリアも取り除き，高齢者や障がい者等に対する理解を深め，認め合い，困ったときには互いに助け合い，思いやる心を育てる活動の充実，推進に努める。

### 4-3 生活関連施設の抽出・選定

JR備後赤坂駅周辺地区の徒歩圏（500m 圏域<sup>※</sup>）に位置し、高齢者や障がい者等が徒歩で利用すると考えられる施設を抽出している。

表3 JR備後赤坂駅周辺地区の生活関連施設

生活関連施設		摘要
旅客施設	JR備後赤坂駅 平均乗降客数 3,715（人/日）	1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設
医療・健康 ・福祉施設	神原病院（民間医療施設） 福山市地域包括支援センター赤坂	高齢者や障がい者等が多く利用する施設
公益サービス施設	水越郵便局	
教育施設	市立済美中学校	

※「都市内における通常の状況のもとで歩行者が抵抗なく歩ける距離は200-400m程度」（道路の移動等円滑化整備ガイドラインP277）と言われている。また、本地区は傾斜の多い地形や市街化調整区域の指定等の条件から面的な市街地が形成されていないため、駅から半径500mの区域を徒歩圏として設定した。

### 4-4 生活関連経路の抽出・選定

JR備後赤坂駅周辺地区の生活関連経路は、表3で示した生活関連施設相互間を結び、特にバリアフリー化を促進していく必要のある経路を設定している。地形等の条件から歩道のない道路や歩道があっても狭小な幅員である区間などが存在するため、道路の移動等円滑化整備ガイドラインの経過措置（歩道と車道を分離しない道路）を含めた対応が可能な路線を設定した。

表4 JR備後赤坂駅周辺地区の生活関連経路

生活関連経路	区間：駅北から民間医療施設経由、福山市地域包括支援センター赤坂、水越郵便局まで 該当路線：県道御幸松永線、県道福山尾道線、市道赤坂25号線、赤坂28号線、市道赤坂駅前線
--------	---

### 4-5 促進地区及び重点整備地区の設定

バリアフリー法の改正の趣旨を踏まえ、バリアフリー化を促進する地区として促進地区を駅北側の施設が集積している徒歩圏域で設定した。重点整備地区を含めた促進地区の指定を行っており、重点的に整備するエリアと継続して促進を図っていくエリアの段階的な地区設定とした。

促進地区は、重点整備地区内の施設の他に、済美中学校や地区住民が利用する水越郵便局を包括する範囲とした。

重点整備地区は、促進地区の中でもバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくべき地区として、JR備後赤坂駅から最も近く重要な施設である神原病院、福山市地域包括支援センター赤坂を包括する範囲を設定した。施設配置や道路の状況等を踏まえ、道路等によって明確に境界で地区の設定を行っている。

図 10 に JR 備後赤坂駅周辺地区における促進地区及び重点整備地区の範囲、生活関連施設及び生活関連経路を示す。

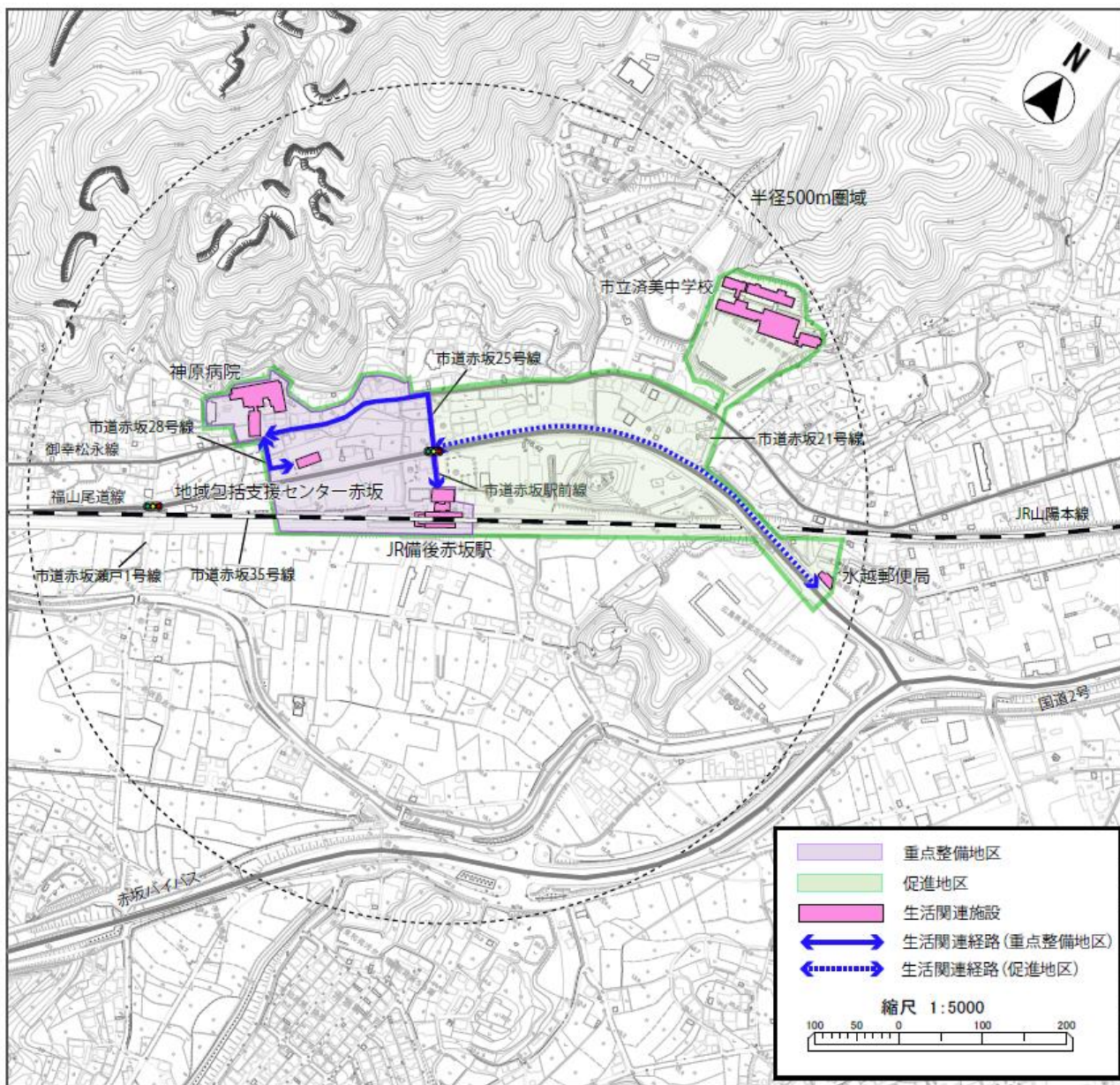


図 10 促進地区、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路



## 4-6 バリアフリー化の促進方針

JR備後赤坂駅はバリアフリー整備を推進するとともに、JR備後赤坂駅のバリアフリー化に伴い鉄道を利用してのアクセスが見込まれる医療施設の神原病院、及び福祉施設の福山市地域包括支援センター赤坂を包括するエリアを重点整備地区に指定し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る。

重点整備地区は、北側に向けて傾斜のある地形となっており、土地の制約もあり道路は狭く勾配のあることが特徴として挙げられる。歩道のない道路については、沿道宅地等が立地しており歩道の設置など移動等円滑化基準に適合した整備は困難であるが、道路の利用状況や地元要望等を踏まえ、自動車を減速させて歩行者の安全な通行を確保するための措置を講ずるなど段階的に整備を進め、より安全な歩行環境の創出を図っていく。

また、促進地区内の生活関連施設・生活関連経路については、重点整備地区の整備推進と併せて引き続きバリアフリー化を促進する。

## 4-7 JR備後赤坂駅周辺地区の課題・問題点

JR備後赤坂駅周辺地区において、バリアフリーに関する課題・問題点を把握するため、ヒアリング及びアンケート調査を行った。

### 1. 関連施設・団体へのヒアリング調査

JR備後赤坂駅をはじめ検討地区内の生活関連施設候補や関連団体を対象に、JR備後赤坂駅周辺地区のバリアフリーに関する課題についてヒアリング調査を行った。

表5 各団体のヒアリング調査

対象施設／団体	種別	実施日
福山市地域包括支援センター赤坂	福祉施設	2018年12月27日
特定非営利活動法人福山手をつなぐ育成会	障がい者団体	2018年12月27日
福山市精神障害者家族会	障がい者団体	2018年12月27日
特定非営利活動法人福山市身体障害者団体連合会	障がい者団体	2019年1月30日
福山市老人クラブ連合会（赤坂地区）	老人クラブ	2018年12月27日

### 2. JR備後赤坂駅利用者へのアンケート調査

JR備後赤坂駅利用者を対象に、JR備後赤坂駅周辺地区のバリアフリーに関する課題についてアンケート調査を行った。

表6 アンケート調査

対象	方法	実施日
JR備後赤坂駅利用者	配布・郵送回収	2019年2月7日
神原病院利用者	設置	2019年2月12日～2月26日

### 3. 生活関連施設及び生活関連経路の課題・問題点

ヒアリング及びアンケート調査結果を基に、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリーに関する課題・問題点及び改善要望等の概要を以下に示す。

#### (1) 旅客施設の課題・問題点

##### ①利用動線

- ・エレベーターがない。
- ・エスカレーターがない。
- ・混雑時は階段の手すりがふさがれている。
- ・古い石段が滑りやすく危険である。

##### ②利便設備

- ・駅内のトイレは、高齢者は利用しようと思わない。
- ・トイレが小さい。
- ・多目的トイレがない。
- ・一般トイレはスライドドアでないため、車椅子利用者には使用できない。

##### ③駅前広場

- ・乗降スペースに屋根がない。

##### ④その他

- ・駅員がいない時間帯がある。
- ・触知図を設置してほしい。
- ・案内表示は言葉ではなくイラストで示すと分かりやすい。
- ・南口がなく、駅自体が南北を遮断している。

#### (2) 生活関連経路等の課題・問題点

- ・道路が狭い。
- ・神原病院へ至る経路は傾斜がきつい。
- ・神原病院からでも福山市地域包括支援センター赤坂へ徒歩で来訪するのは難しい。

## 4-8 重点整備地区における事業内容

### 1. 公共交通特定事業

#### (1) JR備後赤坂駅

以下の事業を公共交通特定事業（事業者：西日本旅客鉄道）に位置づけて事業実施を図る。

##### (ア) 鉄道駅のバリアフリー化

（エレベーターの設置，多機能トイレの設置，触知案内図の設置等）

##### (イ) 職員のバリアフリーに対する教育訓練

#### (2) バス車両

以下の事業を公共交通特定事業（事業者：鞆鉄道株式会社（トモテツバス））に位置づけて事業実施を図る。

##### (ア) 新規車両導入時の車両バリアフリー化

##### (イ) 職員のバリアフリーに対する教育訓練

### 2. 道路特定事業

以下の事業を道路特定事業（事業者：広島県・福山市）に位置づけて事業実施を図る。

#### [対象路線]

- (1) 県道御幸松永線
- (2) 県道福山尾道線（赤坂駅前交差点）
- (3) 市道赤坂 25 号線
- (4) 市道赤坂 28 号線
- (5) 市道赤坂駅前線

#### [事業内容]

- ・ 歩道と車道を分離しない道路
  - (ア) 自動車を減速させて歩行者の安全な通行を確保するための措置
    - (イ) 勾配に関する表示
- ・ 歩道と車道を分離する道路
  - (ウ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置



写真 2-16 ボラードの設置事例  
(東京都新宿区)



写真 2-17 街路樹と舗装パターンにより速度抑制の工夫をした事例（埼玉県さいたま市）

歩道と車道を分離しない道路の対応事例



写真 5%以上の勾配が続く箇所に、助け合いの意識を喚起するような標識を設置した事例

勾配が続く箇所における対応事例  
(出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン)

### 3. 交通安全特定事業

#### (1) JR備後赤坂駅前交差点

以下の事業を交通安全特定事業（事業者：公安委員会）に位置づけて事業実施を図る。

(ア) 交通弱者に配慮した横断秒数の見直し等信号機の改善

(イ) 迷惑駐輪，路上看板等防止に関する指導・啓発活動について関係機関と共同して実施する

## 4-9 基本構想の実現に向けて

基本構想策定後は、事業計画の作成、進捗管理など特定事業の推進を図る。基本構想で定めた事項の成果や課題を評価・検証し，必要に応じて見直しを行うなど，PDCA サイクルで進捗管理を行うことで，実効力のある基本構想とする。